

第１２回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会議事録

平成２１年１月２１日（水）９：３０～１１：５０

【事務局】 おはようございます。それでは、ただいまから、第１２回目となります京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、早朝からご出席賜りまして誠にありがとうございます。本年につきましても、当委員会は引き続き過密な日程での開催をお願いすることとなりますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本日は、市立浴場、学習施設、保健所分室の在り方、また市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方につきまして、前回の委員会でのご意見を踏まえまして、改めて「まとめ（骨子）（案）」として取りまとめてございます。今回のご審議において、一定の方向性をご確認いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、崇仁地区における環境改善につきましては、前回合意をいただいたところではございますが、ご意見を踏まえまして、若干の文言修正を加えてございます。事前に各委員におかれましてはご確認いただいているところではございますが、改めて委員会資料として添付してございますので、ご確認よろしくお願いしたいと思います。

毎回のことで大変恐縮でございますが、今回も多くの議題をご審議いただくこととなります。各委員におかれましては、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、進行につきまして、新川委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【新川】 おはようございます。

それでは、早速お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。

先ほどご案内がございましたように、まず最初に、崇仁地区における環境改善について、取りまとめをさせていただきました。前回、ご議論を幾つかいただきました。それに基づきまして、修正をさせていただいてございます。

資料の 1 をご覧いただければと思います。修正の箇所のご紹介を申し上げたく存じます。

修正の内容といたしましては、特に 4 番目の今後の在り方というところ、ページをめくっていただきまして、裏側のところでございますけれども、その（２）今後の崇仁のまちづくりについてという部分でございます。この中に、前回ご議論をいただきました、特に従来 of 国の補助制度を中心にした運用に対しまして、やはり新たな制度を要望していく必要がある、また、まちづくりの様々な制度につきましても、新たな制度を創設要望をしていくという積極的な働きかけが必要ではないかというご意見をいただきました。

具体的には、3 ページ目、次のページになりますが、上から 3 つ目、それから 4 つ目の丸のところをご覧いただければと思います。

3 つ目の丸のところでは、新たな土地の利活用に当たっては、補助金返還の課題等はあるが、中長期的にみて京都のまち全体に大きな効果をもたらす事業などを積極的に検討するべきであるとさせていただきます。

そして、4 つ目の丸では、その際は、事業の採算性を十分に検証して財政負担の軽減を図るとともに、国に対しても新たな事業展開が可能となるような仕組みづくりについて、積極的な制度要望を行うべきであるとさせていただきます。

以上が追加修正をさせていただいたところでございます。

既に各委員にはご確認をいただいておりますが、こういう形で資料として添付をさせていただいておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

あわせて、こうした方針に基づいて、その 3 ページ目の 5 つ目の丸、6 つ目の丸にございますように、市民、地元の方々とともに協力をして、これからのまちづくりについて早速検討を進められ、早急に実現に向けて努力をされるよう、期待をさせていただいております。よろしく願いをいたしたいと思います。

この件はよろしゅうございますでしょうか。委員の皆様方、特に追加ご意見等なければ、以上にさせていただきますが。

（特に意見等なし）

それでは、本日の議案のほうに早速進めさせていただきたいと思います。

今日の議事は、各施設の在り方について、私どもなりの取りまとめを、骨子でございますけれども、させていただきたいと思っております。

お手元、資料 2 以下、市立浴場、学習施設、保健所分室、それから市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方、それぞれについてのまとめ（骨子）案を出させていただいてございます。

今日は、多岐にわたります。これまでの経緯から一定ご議論を取りまとめをさせていただいてございますので、それにつきまして、恐縮ですが、事務局のほうから資料の説明をさせていただき、後ほどご審議をいただく、こういう手順で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、恐縮ですが、事務局のほうから説明をまずはお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 それでは、まず、市立浴場の在り方につきまして、以下、各課題につきまして、新川委員長とご相談の上、まとめ（骨子）の案という形で取りまとめたてでございますので、まず市立浴場の在り方からご説明させていただきたいと思います。座ったままで失礼させていただきます。

お手元の資料の資料 2 をご覧ください。

まとめ（骨子）（案）の概要でございますが、1 番目の意義、役割につきましては、市立浴場は、かつて狭小かつ老朽化した不良住宅が密集した劣悪な住環境にありました旧同和地区において、住民の保健衛生及び生活環境の改善、向上に大きな役割を果たしてまいりました。また、現在では、利用者の半数近くが高齢者や障害のある方であり、地区周辺住民の方の利用も多く、地域福祉や住民の交流や憩いの場としての役割も担ってございます。

次に、2 番目といたしまして、現状と課題でございます。

旧同和地区においては、現在も大部分の改良住宅に浴室がございません。したがって、市立浴場は生活に必要不可欠な施設となっております。

浴場の運営につきましては、当初は地元の自治会などの諸団体に運営を委託してまいりましたが、運営基盤の安定、明確化、経営の改善を目的といたしまして、平成 10 年に財団法人京都市立浴場運営財団を設立し、運営を委託してまいりました。更に、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入いたしまして、一般公募

を実施いたしました結果、浴場財団のみが応募をし、現在、平成２２年度末までの５年間、指定管理者として運営を委託してございます。

入浴料金につきましては、かつては、地区の生活実態が低位であったことから、民間料金の７割以内と定め、低額な料金を設定してございました。しかし、その後、地区の生活実態が大きく改善を見た状況を踏まえ、その７割の上限ということを目指し、料金改定を行い、平成１７年度時点ではこれを達成いたしました。その後更に、市会で優遇措置、特別措置が継続しているとご指摘がございまして、指定管理者制度の導入に合わせ、この７割上限というものを撤廃いたし、現在民間浴場との料金格差の解消に向けて取り組んでおりますが、なお現在１２０円の格差があるという現状でございます。

一方で、地区人口の減少などにより入浴者数が減少し、収入の減少傾向が続いている中で、財団におきましては、一般職員の嘱託化、光熱水費の節減等、運営経費の節減に努めてございます。

しかしながら、現時点では、今後も入浴者数の減少が見込まれるということから、民間浴場との料金格差の計画的解消や老朽化した施設の対策等の課題もある中、利用状況に見合った経済的かつ合理的な運営方策と、更なるサービスの向上について検討するとともに、将来の在り方についても検討することが必要であるとさせていただきます。

大きな３点目の見直しの視点でございます。

先ほども申し上げましたとおり、浴場は現在でも改良住宅の大部分が浴室がないということから、生活に必要不可欠な施設でございます。したがって、当然のことながら、当面存続が必要な施設でございます。

しかしながら、今後も入浴者数の減少が見込まれることから、より効率的な運営をする必要がございます。

裏面でございますが、また、地域福祉の向上や地域コミュニティの促進等の観点から、魅力あるサービスの提供も検討するべきであると。

それから、入浴料金につきましては、民間浴場が統一料金となっていることを踏まえまして、その民間浴場との格差を設ける合理的理由が見当たらないということから、できる限り早急に格差を解消していくべきであるとさせていただきます。

ございます。

4つ目の今後の在り方についてでございます。

まず、将来的な市立浴場の在り方について。再々にご説明させていただきますが、市立浴場は、改良住宅の大部分に浴室が設置されていないこと、また、高齢者や障害のある方の利用が多いことを踏まえ、当面存続が必要ではないかと考えてございます。

将来的には、改良住宅の浴室設置率の向上などのまちづくりの進ちょくに依りて、市立浴場としての運営の在り方は見直していくべきではないかとさせていただいております。

ただし、浴場は住民の日常生活にとりわけ深く関わるものでありますから、その運営の在り方を見直す際には、住民生活に支障を来たさないよう、十分な配慮が必要でございます。

2番目といたしまして、当面の運営等についてでございます。当面の運営に当たりましては、住民生活に支障を来たさないよう十分留意しつつ、より一層効率的な運営に向けて、幅広く検討を進めるべきであると考えてございます。

具体的な検討の項目といたしましては、運営経費の大部分を占める人件費、光熱水費について、これまでからも節減努力がなされているところではございますが、今後とも更に節減できるよう、常に工夫、見直しを図るべきであると。施設・設備につきましては、計画的に改修し、できる限り既存の施設・設備を効率的に使用し続けるべきである。更に、指定管理者の公募につきましては、更なる競争性を高めるような工夫が必要である。改良住宅の浴室設置状況や周辺の民間浴場の状況等、地域の実情に応じて、適宜、施設の統廃合等も含めて、運営体制等を見直していくべきである。こういった項目につきまして、今後引き続き検討が必要であるとさせていただいております。

入浴料金につきましては、激変緩和を考慮しつつ、できる限り早急に民間浴場と同一料金とすべきであるとさせていただきました。

最後に、地域福祉の向上等を目指したサービスの充実についてでございます。高齢者や障害のある方の利用実態を踏まえ、現在一部で実施してございます福祉風呂等の利用促進や拡充など、地域福祉の向上に向けたサービスをはじめ、魅力

あるサービスの提供に努めるべきであるとさせていただいてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいまご紹介いただきましたように、前回、当委員会でご検討いただきましたご議論をお手元のような形で取りまとめをさせていただいてございます。この案につきまして、ご質問、ご意見をいただいてまいればと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうぞ、渡部委員さん。

【渡部】 改良住宅を更に新しく風呂付きの広い住宅に新築をする。風呂付き住宅ができたなら市立浴場は廃止するということを明文化しておくべきだと思います。風呂がないから市立浴場が必要なのは、それはわかります。しかし、例えば、いろいろ書かれているように、きちっと配慮をしていかなきゃなりませんが、地区を特定して、その地区のところを集中的に新しく広い住宅にして、風呂付き住宅をきちっとやって、それができたときには市立浴場は廃止すると明文化しておかないと、後でずっと続いていくということになりますから、これは私はよくないと思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま渡部委員からご意見ございましたが、関連をして、他の委員からはいかがでございましょうか。

どうぞ、長谷川委員さん。

【長谷川】 前回のときにも申しましたが、風呂というのは、銭湯、いわゆるこの市立浴場に限らず、ここにも触れられていますように、地域福祉の向上や地域コミュニティの促進の観点から、魅力あるサービスということが出ていますけども、普通の銭湯なんか非常に、上がってから脱衣場に飲み物があったりテレビがあったりして、そういうコミュニティというんですか、そういうのがあると思うんですけども、そういうことをやっぱり充実してもらおうということで料金の格差をなくすということがかなうと思うんですけどね。

【新川】 ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ、山下委員さん。

【山下】 失礼いたします。今、渡部委員のほうが明文化したほうがいいというご意見があったんですけれども、もしそれを明文化するのであれば、一番最後に地域福祉の向上を目指したサービスの充実とありまして、お風呂という施設を生かした上で、それを今度、福祉の障害者の方などの専用のお風呂にするとか、何か、廃止をした上で、一般的な利用目的ではなくて、特殊な利用目的のためにその施設を有効活用していくというような、先のことも含めたものを明文化していただくと、更にその先も見据えたことが考えられるのではないかなと思いますので、一言ちょっにご意見させていただきましたが、以上です。

【新川】 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。中坊委員さん、よろしくお願いいたします。

【中坊】 私は、渡部さんのおっしゃるように、筋から言えば、改良住宅にお風呂がないから、そのかわりにこれがある、それが今度は変わるんだから、変える方向でいいというんだから廃止というのは、物の順序としてはそういうことかもしれません。

しかし、同時に、やはりせっかく市立浴場としてあって、それがほんまに福祉とか、そういうことで特別の部分として存在していくということを考えていくという視点も必要だと私は思うんですね。だから、渡部さんのおっしゃるのもわかりますけれども、すべてが廃止だという方向はちょっともう少しやはり考えて、むしろ、逆に福祉とかそういうサービスに役立つ浴場となっていくことが望ましいと我々としては位置付けておくべきではないかというような気がします。

【新川】 ありがとうございました。

どうぞ、田多委員さん。

【田多】 現在も半数が高齢者と障害者の方が利用されているということですので、これからますます増えると思いますので、そうした機械で入れるとか、そういった福祉的なお風呂は必要だと思います。自宅のお風呂でというのはちょっと困難ですので。そして、その地域だけではなく、その周辺の高齢者の方とか障害者の方にももっと利用するように、案内ですとか、そんなんされて、たくさん利用してい

ただけたら、採算もとれるんじゃないかなと思います。存続に向けて、将来的には存続も含めて考えていただきたいと思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、渡部委員さん。

【渡部】 たびたびすみません。浴場の必要性は私も必要だと思います。浴場が要らないということを言っているわけではなくて、市立浴場、公設というか、公営というか、その浴場が要らないということを言っているわけで、民営化すべきだと思います。料金も見直して、そして、普通の料金と同じ料金にするということであれば、あえて、市営の浴場ということでなくて、民営化して、そういう福祉の行き届いたあれをやれば、民営ですから、競争力を皆さんお考えになるでしょうし、もっともっといいサービスの浴場が私はできてくると思いますので、民営化すべきだということを言っているわけでございます。

【新川】 事務局から少しご発言があるようですが、よろしくお願いいたします。

【事務局】 １点ですけど、今の民営化すべきというご意見なんですけれども、現在も、この浴場については、施設としては市立浴場でございますが、運営につきましては、民営化の１つとして、指定管理者制度という形で運営委託をしておると。そういう意味では、民営化は既にやっておるという状況でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ、渡部委員さん。

【渡部】 民営化しているということは私はないと思うんですよ。かなりの予算がつぎ込まれているわけですから、これは民営化しているとはとても言い難いものだと思いますので、私は１００％民営化すべきだということを言っているわけでございます。

【新川】 ありがとうございました。

いろいろご意見をいただいておりますが、そのほか、ございますですか。

どうぞ、安保委員さん。

【安保】 この４の（２）の当面の運営のところについては、住民生活に支障を来たさな

い、日常生活を非常に大切にするという視点と効率的な運営に向けてということで、両方の機能をうまく調和していただく必要があって、非常に難しい問題だと思っています。

ただ、そのところの一番最後の点のところ、いろんなことも含めて、施設の統廃合等も含めて考えるということを書いてあって。ですので、その利用状況を見て、例えば、利用が非常に少なくなってきた浴場に関しては、改良住宅の浴室設置をその地域では急がれるとか、そういう両面を兼ねてやっていただく。だから、柔軟にやっていただく必要があるかなと思うので、そうすると、こういう書き方にせざるを得ないところがあるかなと考えています。

それと、指定管理者の公募に対しては、平成22年度末までということなので、あと2年ちょっとですね。ですので、ここのところの公募については、本当に工夫をしていただいて、今は一括で公募をされていますけども、競争性を高めるためには、今のままの公募では非常に難しいところがありますので、公募されることについては、この2年間の間に、どういう形で公募をしたらいいかということも十分考えていただきたいと思います。

それで、公益法人の改革もありますので、今度、財団法人のほうもそのままでは多分5年後には存続がどうなのかという問題もありますので、このままでは多分指定管理者のほうも維持ができないと思いますので、ここのところは、抜本的に競争性を高めるように工夫すべきと書いてあるところの内容としては、そういうことも含んで考えていただきたいと思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

いかがでございましょうか。特にございませんでしょうか。

今、いろいろご意見をいただきました。大きくはやはり、市立浴場についての市の役割というのが、これから改良住宅等の整備、あるいは周辺環境の整備の中でその役割はどんどん終わっていく、変わっていくのではないかというご指摘をいただきました。もう一方では、この浴場それ自体の持っております地域における役割とか意義、これはしっかり見据えて今後の在り方を考えていく必要がありますし、福祉的な意味合いやコミュニティづくりの中での重要な役割についてもご指摘をいただいていたところでもあります。そうした条件を勘案しながら、現状

としての必要性，それに応えつつ，しかし合理的，効率的な運営の仕方，この両方を追求していくということが今後の浴場の在り方の基本ということだろうと思っております。

具体的に，市の関与をどこまで将来減らしていくのかということについては，今日この場ではなかなか結論が出そうにありません。この点については，やはり極力合理的，効率的な運営をお願いをするというところでとどめざるを得ないかなと思いつながら聞いておりました。

その一方で，この浴場の役割ということを地域の中でもう一度しっかりご議論をいただき，また，サービスの改善も含めて，浴場の役割を見直していく。その中で，福祉的，コミュニティ的な役割に特に留意をしつつ，この浴場の新しい在り方を模索していただくということも重要だというのが大きな２点目かと思えます。

そして，重要な３つ目は，この浴場の運営形態，それ自体についてご意見がございました。従来のような財団形式というのが，安保先生からもご意見ございましたように，昨年暮れの新しい公益法人制度の施行に伴いまして，５年以内にこの公益法人の運営形態，廃止をするか，新しい財団の形式に移行されるか選択をしなければならないと，そういう状況に来ております。それも含めて，そもそもこの財団の在り方自体も検討しなければならないと。そういう状況もあります。あわせて，この点では，民営化という方向を目指すべきであるというご意見もいただきました。

いずれも，将来の選択肢，複数の選択肢が示されていると考えてございます。若干，玉虫色ではありますけれども，今のような方向，それは既に今日お示しをさせていただいておりますこの骨子の中に出ておりますけれども，それに今ご意見をいただきました幾つかの選択肢を付け加える形で，もう一度，ここは若干の修正をさせていただければと思います。

非常にわかりにくい言い方になって恐縮ではありますが，委員の皆様方のそれぞれのご指摘は，一見矛盾するところもありますが，同時にこれからの地域にとっての浴場の在り方ということを考える上では必ずしも対立する点ばかりではないかと思っておりますので，少し文言修正を入れさせていただき，ただいま申し上げます。

たような大まかな３つぐらいの方向で若干の内容の調整をさせていただくということでここは議論をまとめさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

（特に意見等なし）

それでは、ただいまいただきましたご意見につきましては、後ほどまた事務局と私のほうで精査をさせていただきまして、今日の骨子取りまとめの中に反映をさせていただくということで、本日の取りまとめについては、恐縮ですが、私のほうにお任せをいただくということでよろしく願いいたしたいと思います。恐縮ですが、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、学習施設の在り方ということについてご議論をいただきたいと思います。事務局のほうからこれも、恐縮ですが、ご説明方よろしく願いをいたします。

【事務局】 それでは、引き続きまして、学習施設の在り方について、まとめ（骨子）の案の概要についてご説明させていただきます。

お手元の資料の３をご覧ください。

学習施設の在り方についてでございますが、まず１番目の意義と役割について。学習施設——以前は学習センターという名称でございましたが——は、同和問題の解決を目指し、旧同和地区児童生徒を対象に教員による学習相談事業を中心に展開し、子どもたちの進路希望の実現に大きく寄与してまいりました。また、特別施策の見直しの中で、すべての子どもたちを対象とする取組へと段階的に一般施策化し、平成１４年度に京都市コミュニティセンター条例にその付属施設として明確に位置付け、地域に開かれた教育センターとしての役割を果たしてまいりました。

現状と課題でございますが、平成１９年度からは、学力の定着、向上は学校ですべてやりきる本来の在り方を方針といたしまして、小・中学校の児童生徒対象の学習相談事業を廃止するとともに、各学校において、学力向上を目指した全市的取組を積極的に推進し、すべての子どもたちを対象とする一般施策化を更に進めてまいりました。

この学習相談事業の廃止に伴いまして、事業の精選を図り、自学自習の場の提

供，あるいは図書室の運営などを行っております。また，正規職員を従来配置しておりましたけれども，これを見直し，全職員の嘱託化を完了してございます。

学習施設の新たな活用として，樂只と改進黨の学習施設に不登校児童生徒の活動の場を開設し，更に，養正学習施設において白河総合支援学校職業学科の新専門教科の試行実施を行うなど，より多目的で広域的な活用を図り，地域開放も進めているところでございます。

しかしながら，学習相談事業を廃止いたしました平成１９年度以降は全体的に施設利用が低調な実態にございます。また，職員の嘱託化は完了いたしました，運営そのものは直営方式でありまして，厳しい財政状況にもかかわらず，人件費約１億３，０００万円，運営費約６，２００万円を要しているのが現状でございます。

３番目の見直しの視点でございますが，コミュニティセンターをはじめとした周辺施設の在り方を含めたまちづくりの観点を踏まえ，全市的に活用していく視点から，現在の事業の廃止を含め，地域に開かれた教育センターを超えた抜本的な見直しを検討すべきとさせていただいてございます。

裏面でございますが，今後の在り方についてでございます。

学習施設は，旧同和地区児童生徒の学力向上に大きく寄与してまいりましたが，学力の定着・向上につきましては，学校ですべてやりきるという本来の在り方のもと，全市的取組を推進したことにより，従来の学習施設としての使命は終えているのではないかと。

体験交流事業などの学習施設事業につきましては，小中学校での土曜学習，全小学校での「放課後まなび教室」，更に「みやこ子ども土曜塾」での体験学習など，全市の子どもを対象とした事業を実施しており，学習施設で独自に実施する必要はなくなっております。

したがって，従来の学習施設としての機能は一旦終結をさせ，施設につきましては，図書室等の規模，内容の相違など，施設の特性や，コミュニティセンターと合築されているか，あるいは単独施設であるかなどの立地条件等にも留意をし，不登校児童生徒の活動の場など，既に取り組んでいる事業も踏まえつつ，他の施設ともあわせて，市民参加の手法も活用しながら，全市的な観点から市民

ニーズに応じた多様な活用方法を検討していくべきであるとまとめさせていただいてございます。よろしくお願いいたします。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま学習施設の在り方につきまして、前回ご議論をいただきました内容に基づきまして、まとめをさせていただきました。この骨子案内容につきまして、ご意見、あるいはご質問などをいただいてまいればと思います。よろしくお願いいたします。

山本委員さん、お願いします。

【山本】 方向性としてはこれでいいと思うんですけども、書き方の中で、ソフトとハードをきっちりもう少し明確に書き分ける必要があるかなと思うんです。つまり、施設、ハードですね。その中で何をやるのか。ソフトの部分と。全体の書きぶりの中で、もうちょっと整理して書けるんじゃないか。つまり、施設そのものを廃止するのではなく、つまりハードを捨てるんじゃなくて、ハードはどんどんもっともって活用できる道がありますよと。ただし、その中でやってきた事業というんですか、あるいは事業の内容、事業の運営の仕方についてはちゃんともう1回見直しするべきですよということをもう少し明快に書き分けていただければという気がします。

それからもう1点は、見直しの視点のところの3行目の中に、これは前にも出てきたんですけども、「地域に開かれた教育センター」という言葉があって、見直しの視点の中でも、「地域に開かれた教育センター」を超えたという書き方をしているんですが、つまり、「地域に開かれた教育センター」って一体何なのかということがこの中でも僕らにもようわからんときがあるので、そのところをもう少し明快に、中身が一体何なのかと。ここの「地域に開かれた教育センター」、それを超えようとしているわけですから、その根っこの部分って一体何なのということ、ここをきっちり書くほうが親切だと思います。

以上です。

【新川】 どうもありがとうございました。ただいま2点ご指摘をいただきました。

そのほか、いかがでございましょうか。

はい、渡部委員さん、よろしくお願いいたします。

【渡部】 方向性として明確に書かれているわけですから、時期をやはりきちっと示すべきだと思います。学校でやりきることについて、いつからそうするのかということをはっきりとして、幾つも点在をさせないということが私は大事なことです。安全と安心ということもありますが、やはり、幾つもの施設に分散をしますと、それだけ子どもの抱えるリスクというのもあるわけですから、もし何かが起こったときにどうするのかということもありますから、やっぱり学校とかと限定をして、そこでやりきることはやりきるとははっきりすべきだと思います。したがって、何年でどうするかということはこの際は明確にすべきだと思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。今、今後の検討について、いつまでに方針を出すようにというような、そういう方向付けの時期を明示せよというご意見をいただきました。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、安保委員さん。

【安保】 4の最後の結論のところの、「したがって、従来の学習施設としての機能は一旦終結させ」と書いてあるんですが、この従来の学習施設としての機能というのは、最初に書いてある、いわゆる学習センターのことですかね。そうすると、これは機能として一旦ということはまた再開する可能性がちょっと不明確な感じがするので、とりあえず学習センターとしての機能も終結させていいのではないかなと思うんですけど。学習施設というのが学習センターという意味であれば。

【新川】 ありがとうございます。

基本的にはそういう趣旨かと思います。先ほど山本委員さんからもございましたように、ハードの施設を今後どういう形で利用するのかということについては改めて総合的に検討していただきたいと、そういう趣旨でこの4のところはまとめてあると考えてございます。

ただ、学習的な機能が一切なくなるかという点、そうではなくて、4のところ、少しございますように、不登校児の問題についての活動等々が展開をされている、そういう実績もございますので、従来型のこれまで中心的にやってきた平成

19年度に既に終わってしまったような機能については、これは終結をさせると、そういう趣旨であろうかと思います。

この点につきまして、何かご意見、どうぞ。

はい、どうぞ、細田委員さん。

【細田】 ただ1点だけ。他のまとめ方と違って、ここは今後の在り方をそのままに出されているんですね。ここのハードとソフトをどうやるかというところ、ハード面とソフト面のそういうところを分けてまとめられたら、もう少しわかりやすくなると思います。

【新川】 わかりました。ありがとうございました。

はい、どうぞ、山本委員さん。

【山本】 ちょっと僕も誤解しているところがあって、学習施設という言葉がありますね。それで、頭のほうで括弧で旧学習センターと書いていて。例えば、今後の在り方についての丸の3つ目などは、「従来の学習施設については」と、また施設という言葉が出てきますね。学習施設というのは、もうちょっと大きな全体の総合的な機能みたいな内容ですよね。その次の「施設」というのが……。

【新川】 いわゆる箱なんです。

【山本】 両方とも施設がついているから、少し……。

【新川】 そうなんです。ですから、ちょっと混乱が、はい。

【山本】 その辺、少しわかりやすくしておいたほうがいい。

【新川】 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますですか。

それでは、学習施設の在り方につきまして、いろいろご意見をいただきました。

1つは、記述の仕方として、学習の機能に属する部分と、それから、それが入ってありました現有の箱物施設の在り方ということと、ここのところをその役割であるとか、今後の方向性であるとか、これらについて明確にわかりやすく書き分けてはどうかというご提案をいただきました。少し文言、表現を精査をさせていただきたいと思います。

また、今日の取りまとめの案では、「地域に開かれた教育センター」の機能等についても必ずしも明確ではないというご意見もいただきましたので、このあたり

もわかりやすく書ければと思っております。

それから、もう1点、これは渡部委員さんからございましたけれども、今後の見直しについて、この学習施設についても、年限を限って見直しが完成をする時期を明示してはどうかというご意見をいただきました。確かに、今後の改革を進めていく上では必要な重要なご意見かと思いますが、もう一方では、合築をされている他の施設、他の施策の今後の展開ということとも密接に関連をしている部分が実はございます。どうもこのところだけで何年までに見直せということについては、施設そのものについては難しいところがあるかと思っております。

学習機能のほうについては、既にここにありますように、終結ということで、当委員会としての意見ははっきりしているということがございまして、このところは、大変恐縮ですが、見直し年限ということについてはちょっと明示しにくいかなというのが一応私の判断でございますけれども。ただいまいただきましたご意見、ハードとソフトの書き分け、それから年限の在り方については、今私のほうから申し上げましたような方針で、納得せよとは言いませんが、ご了解をいただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

特にご異論がないと解釈をさせていただきまして、それでは、この学習施設の在り方について、まとめ（骨子）の案については、先ほども申し上げましたような幾つかの内容上の整理、若干の追加補正をさせていただくということで、私どものまとめとさせていただきたいと思います。最終の文言整理については、恐縮ですが、委員長の私のほうに、今日の段階でのまとめをご一任いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、引き続きまして、保健所分室の在り方についてご議論をいただければと思います。これも、前回までのご意見いただきました点をお手元、まとめ（骨子）案のような形でまとめさせていただいてございます。これも、恐縮ですが、事務局のほうからご説明方、よろしくお願いをいたします。

【事務局】 それでは、資料4をご覧いただきたいと思います。

保健所分室の在り方について、まとめ（骨子）案の内容でございます。

まずは、大きな1点目、意義と役割でございます。保健所分室は、保健師による全戸訪問、健康相談等に取り組んでまいりまして、旧同和地域の保健衛生及び

生活環境の改善に大きな役割を果たしてまいりました。

次に、現状と課題でございますが、保健・医療・福祉サービスの充実等、地域の保健衛生及び生活環境の向上を背景といたしまして、平成１４年度からは、分室担当保健師を常駐させるという体制を見直して、原則として、週２回、午前中に保健所の保健師が分室に出向き、小学校区域の住民を対象とした健康相談を実施する形態に改めているところでございます。

しかしながら、近年の相談実績からは、１箇所１回当たりの平均延べ相談件数は２件未満で推移しているものの、実相談人員、実際の相談に来られる方の人数につきましては減少し、相談に来られる方が固定化をしている傾向がうかがわれるところでございます。

一方、従来から保健所本体においても健康相談を実施しているほか、平成１８年度からは高齢者に対する介護予防の取組等を中心に様々な支援を行うため、地域包括支援センターが設置され、保健所分室の相談者の大部分を占めております高齢者の身近な相談窓口として定着してきております。

また、平成２０年度からは、国民健康保険、健康保険組合、共済組合といった医療保険者に生活習慣病予防・改善を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられ、保健所分室の相談内容の大部分を占める生活習慣病に係る保健指導も充実しているところでございます。

１箇所１回当たりの職員体制といたしましては、保健所保健師１人でございますが、近年の相談実績等を考慮すると、効率的・効果的な社会資源の活用、市民の理解と共感という観点からは課題があるところでございます。

３番目の見直しの視点でございます。

近年の相談実績や地域の保健衛生及び生活環境を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、全市的な視点に立って、社会資源の効率的・効果的な活用を図る観点から、分室における健康相談並びに施設の在り方を見直していくべきとさせていただいてございます。

裏面でございますが、今後の事業や施設の在り方についてでございます。

健康相談につきましては、近年の実績等から、分室で実施する必要性は薄れているため、保健所本体での健康相談や地域包括支援センターにおける総合相談等

において対応していくべきであると。その際、現在の保健所分室を利用されている方々に対しましては、必要な相談窓口等について丁寧な周知を行うなど、それぞれの状況に応じ、十分な配慮をすべきである。

施設につきましては、コミュニティセンターと合築されているものや単独整備されているものなど、その整備の形態が一律ではないため、それぞれの立地条件等に留意する中で、他の施設ともあわせて、全市的な視点から市民ニーズに応じた多様な活用方法を検討していくべきであるとさせていただいてございます。

よろしくお願いいたします。

【新川】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明をいただきました保健所分室の在り方について、取りまとめ骨子の案を出させていただきました。これにつきまして、ご意見、あるいはご質問などをいただいてまいればと思います。よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

【細田】 ちょっと確認なんですけど、今、保健所本体で健康相談、地域包括支援センターにおける総合相談等がありますが、同和地区の方々がこの保健所本体に相談に来られるということがあるのかなのか、少しお聞きしたいです。

【新川】 ご質問がございました。この点については、いかがでございましょうか。事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】 特に統計をとっているわけではございませんけれども、来られていることになろうかと思えます。

【新川】 地区の方が保健所のほうの、例えば地域包括支援センター等々に行かれているという実績はあると考えてよろしいのでしょうか。追加してですが、全くないという状況ではないと考えてよろしいのでしょうか。

【事務局】 保健所本体のほうでももちろん相談に応じておられるでしょうし、地域包括支援センターのほうにも相談に行っておられるはずでございます。ですので、そういう……。

【新川】 当然そういう統計の仕方はしておられないと、そういうことですね。

【事務局】 そうです。

【新川】 真正面からのお答えにはなっていませんが、実際の現在の相談件数の推移からすると、当然行っておられると想像してもいいだろうという程度だろうかと思います。

そのほか、いかがでしょうか。あるいは、関連してでも結構ですが。

よろしゅうございますでしょうか。細田委員、いいですか、追加しなくて。

【細田】 どう言ったらいいかわからないけど、ただ、現実にはこれからは同和地区の保健所をなくしていくということですので、今、きちんとした周知をどうやれるかというのが1つのポイントになってくるのではないかなと。特に私が言いたいのは、高齢の方で現実に差別を受けられた方々が本当に保健所本体のほうに行ける雰囲気があるのかなのかというところが、すべての件に対してそうなんですけど、そこら辺のところをどう周知をきちんとできるかというところがポイントだと思いますので、そこら辺も十分踏まえた在り方、多様な活用方法を含めてですけど、お願いを申し上げておきたいと思います。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にこれ以上ございませんようですので、先ほど細田委員からございましたが、4番目の今後の事業や施設の在り方について、特に現在ご利用をいただいている方々を中心にして、地域に対する丁寧な周知、適切な対応をお願いをするということを改めて強調させていただいて、この取りまとめ骨子を当委員会での本日のまとめにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（特に意見等なし）

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、資料5として配付をさせていただいておりますが、市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について、まとめ（骨子）案をお手元に届けさせていただいております。これも、前回までいろいろご議論をいただいた点を取りまとめたものでございますが、これにつきましても、恐縮ですが、事務局のほうからご説明をお願いをいたしたいと思います。よろしく願いをいたします。

【事務局】 それでは、続きまして、資料5をご覧いただきたいと思います。

市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方についてのまとめ（骨子）案の内容でございます。

1番目の意義と役割でございますが、同和問題の解決を市政の最重要課題の一つに位置付け、市民啓発に積極的に取り組んできた結果、同和問題に対する市民の理解が深まり、差別意識の解消に着実に成果を上げてまいりました。

また、同和問題の市民啓発に集中的に取り組んできた結果、行政において、全庁が一体となった啓発の推進体制が構築され、市民自らが人権問題に気付き、考え、行動するための条件整備に大きく貢献してまいりました。

コミュニティセンターにおいて実施してまいりました住民相互の交流を促進する交流事業（啓発事業）や資料展示施設での啓発事業は、同和問題をはじめとした人権問題の啓発の一翼を担うとともに、こうした取組を通じまして、人権問題の解決に向けて、市民の自主的な活動が生まれつつあります。

現在は、これらの成果を引き継いだ「京都市人権文化推進計画」に基づいて、人権教育・啓発の取組を積極的に推進しており、人権問題について、市民が正しい知識の理解と認識を深めることに寄与するなど、人権尊重の理念の普及に大きな役割を果たしているところでございます。

次に、2番といたしまして、現状と課題でございます。

同和問題に係る市民理解が着実に深まってきた一方で、戸籍等の不正取得やインターネット上の掲示板への悪質な書込みなど、深刻な人権侵害につながるおそれがある行為が見受けられ、いまだなお差別することが許されない社会が構築されているとは言えない状況でございます。これまでの人権教育・啓発の取組の進展や市民が主体となった人権問題の解決に向けた取組に対する支援などにより、人権問題について市民が自ら「気付き」、「考え」という意識は高まったものの、日常的な行動にまでは十分に結び付いていないことがうかがえるところでございます。

また、京都市では、市民からの人権に関する相談・救済に関しましては、庁内の関係部局で構成する「京都市人権相談・救済ネットワーク」において、相談機関相互の連携や情報交換等を行うとともに、市内の相談機関の連絡先などを取り

まとめた「京都市人権マップ」というパンフレットを作成するなど、相談機関等の市民への周知に努めているところでございますが、相談・救済につきましては、十分な対応が図れているとは言い難いのが現状でございます。

コミュニティセンターにおける交流事業は、同和問題をはじめとする人権問題に対する理解を深めることに寄与してまいりましたが、事業が固定化し、広がりが見受けられないものもございまして、これらの事業の在り方を見直す必要がございます。

また、資料展示施設につきましても、来館者が逡減傾向にあるなど、所期の目的を十分に果たしているとは言えない状況がございます。

裏面でございますが、これらのことから、人権教育・啓発の取組につきましては、今一度その在り方を検証する必要があるということでございます。

3番目の見直しの視点でございます。

市民の間で人権尊重の意識は着実に定着しつつありますけれども、同和問題をはじめとする人権教育・啓発は今後とも粘り強く継続すべきことは言うまでもございませんけれども、より効果的な在り方について常に検証し、必要な見直しを行うべきであるとさせていただいております。

同和問題に対する集中的な取組によって培われてきましたこれまでの蓄積につきましては、広く人権問題全般にわたる人権教育・啓発の取組に十分に生かしていくべきでございます。また、こうした取組によって、人権尊重の考え方が涵養され、ひいては同和問題の解決にも寄与するものと考えるところでございます。

人権教育・啓発に関する分野ごと、あるいは市域や区域ごとの行政内部における役割分担と連携につきましても、この機会に改めて検証する必要があるのではないかとさせていただいております。

人権問題に対する市民の理解が進みつつある現状を踏まえまして、市民との協働により、市民の自主的な行動に結び付けていくという視点がより重要になってくると考えてございます。

また、多様化し陰湿化する人権問題に対して、あらゆる差別が許されない社会の構築に向けては、人権侵害に対する相談と救済のための取組の一層の充実が आवश्यकであると考えてございます。

大きな4点目、今後の在り方についてでございます。

まず、市民との協働による推進でございます。人権啓発の推進に当たりましては、人権問題を抽象的なものとして扱うのではなく、市民一人一人が人権問題について「気づき」、「考え」、自主的な「行動」につながるよう、市民との協働による取組を進めることが重要でございます。

また、これまでの同和問題に対する集中的な取組をはじめとした人権教育・啓発により、市民の人権問題に対する理解や認識が深まりつつあるという現状を踏まえまして、今後は自主的な行動を促し、支援する方向へよりシフトしていくべきであると考えてございます。

あわせて、コミュニティセンターにおいて実施してまいりました交流事業につきましては、これまでの成果を踏まえつつ、より広い範囲で市民への啓発効果があるものについては、市民に身近な行政機関であり、地域の様々な団体との協働が可能な区役所・支所での取組に再編していくべきであるとさせていただいております。その際には、これまでもご指摘ございましたように、これまでの取組により芽生えつつある地域の自主的な取組を支援し、次のステップを目指すための配慮も行うべきであるとさせていただいております。

次のページでございます。

行政の果たすべき役割でございます。差別することが許されない社会の構築に向けて、同和問題をはじめとする人権問題に係る人権教育・啓発を進めていくに当たりましては、市民との協働のもと、行政が果たす役割は依然として重要でございます。今後、人権教育・啓発の取組を進め、市民自らの行動を自主的な取組につなげるためには、市民に身近な行政機関である区役所・支所が果たすべき役割と、企業啓発など全市的に取り組むべき事項に対する行政の内部における役割分担を整理・検証することにより、これらが相俟って効果を生むよう、全庁的な人権教育・啓発の推進体制を改めて確立するべきである。

資料展示施設につきましては、より市民が訪れやすい施設とすることは当然のことながら、同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発施設として、市民と連携した事業の実施や市民の自主的な啓発活動に供するなど、積極的な活用を図っていくべきであると。

3点目の人権侵害に対する相談と救済の推進でございます。人権相談・救済に関しましては、人権侵害をされているという方が法制度等を円滑に利用し、適切な相談・救済を受けられるよう、今後とも各関係機関との連携が必要でございます。

人権問題が多様化している現在では、複数の窓口での対応が必要な場合もありまして、市の内部の連携は当然のこと、国、京都府などの他の行政機関や弁護士会、NPO法人等との広範な連携を強化するなど、常に効果的・効率的に対応できるよう工夫が必要であるとまとめさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

【新川】 はい、ありがとうございました。

ただいま人権教育・啓発の在り方について、これまでの取りまとめ結果を報告させていただきました。ご意見、ご質問をいただいてまいればと思います。よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ、リム委員さん。

【リム】 私は、この人権教育・啓発の在り方というのが一番重要なポイントだと思っているんですけども、ぜひ1つ、総点検委員会も終結に向かっていきますので、残念ながら私、最終回ちょっと欠席させていただきますので、それも含めて言い残しておきたいというところがあるんですけども、同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会で同和行政終結ということはどうとらえるのかということは、今までいろいろ各論を議論してきましたけれども、最後にもう一度確認しておくことが極めて重要だと私は思っています。いろいろ傍聴者の方のこれまでのご意見とか見ていましたら、皆さんやっぱり心配されているのは、同和行政を切り捨てるための取組なんじゃないのかと。私自身は、この委員会が部落を切り捨てるためのアリバイづくりになってしまっているといけないと思っています。

なぜそういうことを言うのかといいますと、一番最初の委員会でも少し発言させていただきましたけれども、不幸にも被差別部落と呼ばれてきたこの部落問題こそが私は歴史都市京都の重要なアイデンティティの1つだと思っているんですね。一方で、伝統産業とか、京町家とか、京都のすばらしい文化とか、目を引かれる部分が言われる他方で、この部落の問題というのは歴史都市というものが

抱えてきた宿命だと私は思いますので、このことをどうとらえるのかという新たな段階に来たと、法律が切れた後どうするのか、ますます本格的に取り組むべき段階に来たと。

そういう意味で、この人権教育・啓発の在り方を見ますと、意義と役割のところで、行政としては、これまで同和行政に取り組んでこられて、かなり着実な成果を上げたと自画自賛されているんですが、そういう部分も確かにあるでしょう。ただ、その逆の方向もあって、私なんか個人的に思うのは、むしろ、これまでの同和行政というのは市民的関心を寄せつけなかった部分があるんじゃないかと思いますね。

それからもう1つは、やっぱり補助金頼みの行政システムの体質で、行政依存体質、私は行政自身がそういう体質を持っていて、要するに、市民にいかにかの問題を共有してもらおうかということじゃなくて、運動団体の顔色だけを見て行政の都合でやってきた結果、同和不信を招いた部分もあるんじゃないかと私は思っている。そのことをどう払拭するかというのがこの委員会以降の在り方だと思っています。

それで、この啓発の問題なんですけれども、残念ながら、前回の提案と今日の提案では抽象的過ぎて、これまでの人権啓発とこれからの啓発の在り方をどう転換するのか、どう発展させるのかというところがあまりにも抽象的過ぎて見えてこない。

1つ、つい先日も言ったんですけれども、差別問題でいいますと、私は在日コリアンの方、私もそうですけれども、この間ある会合で新年会をやっていまして、日韓両政府の様々な外交の取組よりも、ベ・ヨンジュン、イ・ピョンホン、チェ・ジウがとてつもない差別解消の役割を演じたと。つまり、韓流ブームを通じて、人々の交流が一気に深まって、むしろそういったところで、つまり、行政が旗振り役をやってそういったことができるのではなくて、やはり交流であり、お互いが交流して、双方を訪問したりするということが非常に大事なものであって、スローガンだけでなく、そういう仕掛けをどうつくるかということがこの人権啓発の次の在り方だと思います。

じゃ、具体的にどういうことなのかといいますと、私は、これまでの同和行政

で得られた成果というのは、京都のとてもいい場所に非常にいい社会資本を蓄積されてこられたということで、それをどうするのかといったときに、これまで各論の中では、コミュニティセンターを廃止するとか、浴場を廃止するとか、学習センターを廃止するとか、保健所を廃止するとか、何か打ち切りの話ばかりみたいになってきたような感じなんですけど、そうじゃなくて、旧同和地区そのものが京都の幾つかの拠点になり得る。つまり、例えば崇仁でいいますと、下京区の東部、それから東九条、南区、それから鴨川をちょっと越えた東山区の大学等のあるあたり、そのエリアのコミュニティセンターに同和地区がなり得るわけであって、人々が非常にそこに魅力を感じて、日々自転車に乗って地域の人たちが通って、その人たちが交流していると。そういう仕掛けをどうつくるかと位置付けていくのであれば、別に今ある施設の使い方が変わったって別に基本的には何の問題もなく、もっと有効に使えるようになります。

それから、例えば浴場の問題にしても、私、20年前に醍醐南住宅というところの調査をしたことがあるんですけども、そのときに、ひとり暮らしの高齢者の方たちが非常に喜んだのは何かといいますと、醍醐にクリーンセンターができて、熱エネルギーで温水プールをつくって、そこに皆さん20分かけて自転車で毎日通うんですね。そこで友達たちと毎日半日過ごす。そこでお風呂も入れるし、プールもできるし、それからカラオケもやってくれと、楽しくてしょうがないと。例えば、これは非常に語弊があるかもしれませんが、崇仁なんかでこれから環境対応型のまちづくりなんかを目指すとして、場合によっては、ごみ焼却みたいな機能を一部そこに持ってきて、そのエネルギーを活用して、お風呂をはじめ温水プールをつくっていったら、そういったこともできれば、周辺地域の人もたくさん来るかもしれないとか。それに対して、地域の人たちが一緒になって議論するというきっかけをどうつくっていくかということが非常に重要だと思っています。

非常に長くなりましたけど、要するに、旧同和地区そのものを京都市民の幾つかのエリアに分けた場合のコミュニティセンターとしてどう生かしていくかということが最大の人権啓発だと思いますし、もっといいますと、次年度は新基本計画をまた検討されていくと思うんですけども、例えば、そういったところに地

域のコミュニティの拠点としての同和地区の在り方みたいなことをきちっと位置付けてもらおうとか、そういったことを私はここで最後に少し意見として述べさせていたいただきたいと思います。

【新川】 ありがとうございます。

重要なお指摘をいただいたかと思います。関連をいたしまして、他の委員さん方からもぜひご発言をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ、渡部委員さん。

【渡部】 今まで議論してきた中で、住宅の改良といいますか、狭い住宅を建て直して、それをできるだけ早くに完了させていかなきゃなんということを言ってきたと思うんですが、その住宅を建てるときに、私が以前から申し上げていますが、旧同和地区外のところに市有地を求めて新しい住宅をつくっていくということが私は啓発の中で非常に大事な観点ではないかと思うんです。地区を限定することについて、何かやはり私はひっかかるものがあります。

したがいまして、本当に真剣に啓発活動をやっていくということであれば、旧同和地区という考え方を我々がやっぱりなくしていかないといかんと。それにはやっぱり、その住宅の建設地というのについて、地域にこだわらずに市有地のいい立地のところにそういう住宅を配して、その住宅を魅力あるものにしていくということになって、旧同和地区がなくなっていくということは私は啓発の中の最終の一番いい状況ではないかと、そう思います。

【新川】 ありがとうございます。

はい、どうぞ、中坊委員さん。

【中坊】 私も、リムさんがさっきおっしゃったように、もう一度考えてみると、第1回目のときも申させていただきましたように、まさに水平社宣言に書いてあるように、「この世に熱あれ、人間に光あれ」というのは、裏返して言えば、この世は暗い、それから人間の心は闇だということを意味していると思うんですね。だから、このような人権啓発をやって成果が上がったということではなしに、もっと根本的な差別意識ということに含まれておる人間の心の闇、そして社会の冷たさというのは決してなくなっていない。それどころか、現代はもっとそれが競争社会の中で激化していると言うべき状況下に今日現在あるんじゃないか。だから、それ

がそのようによくなったとかいう問題ではない。ある意味において、差別の問題がいろんな問題に変わって、もっと今としては、市民全体、これは何も京都市だけじゃない、日本国全部がそうでしょうけど、人と人とのきずなというものがもっと切れ始めておる、あるいは切れてしまっておるという大変な状況であるということの認識がなければ、人権問題をとやかく言う、あるいは、成果が上がったというような問題ではない。表現によってはもっと悪化している、悪質化しているとも言える。

だから、言われるように、それに対して、いわゆる行政が特定行政として補助金行政を行ってきたというところは確かに反省しなければいけないということ。根本問題はやはり何も片づいていないんだという謙虚さがまずもってこのすべての原点にあるし、それに基づいてどうやっていくかということであって、再々リムさんがおっしゃったように、我々が何もかもが廃止、廃止と言っているから、廃止をするための1つのあれというのはやはり間違いではないかと。まさに、そういう補助行政をやったということについてのあれはあるかもしれませんが、やはりそういう差別の根本問題は何も解決していない、むしろ悪化しているという前提のもとに、我々のこの委員会の原点も求められるものではないかと、そのように思います。

【新川】 ありがとうございます。

基本的な私どもの立ち位置についてのご意見をいただいております。どうぞ各委員さん方からもご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

どうぞ、安保委員さん。

【安保】 この委員会のいろんな議論の中で、いわゆる高齢者の問題は高齢者の問題としてやれることはきちんとやっていきましょう、子どもの問題もしかり、障害者の問題も一般施策をきちんと丁寧に実施して、という視点であったと思うんですけども、そうするならば、この人権課題についても、今、それぞれ、いわゆるマイノリティーというか、弱者と言われている方については、高齢者の問題は高齢者の施策、それから障害者の施策、子どもの問題とか女性の問題にしても、それぞれの分野で取り組むことが最前線の問題で取り組んでいるんですね。そこでいろいろ勝ち取ったことが、一番弱い人の人権をきちっと保障することが人権につい

での保障を高め、意識を高めるということで、私たち弁護士の取組も、いわゆる一般的な取組ではなくて、個別のところではいろいろ取り組んで、それを一般的な法律のレベル、法律をつくっていただく運動に展開したり、そういうことをしているの、今までの委員会の流れから見たら、いわゆる弱者の権利保障をきちんと、特に同和地区の皆さんの問題の中に、いわゆる高齢者の中の問題の一番困難な問題が集まっていたり、子どもの学力の問題にしても、一番困難な問題が同和地区の中で特に固定化した形で起きていたというところがあるので、そういう弱者の人権保障について、きちっと各部署で取り組んでいただくということが非常に大切な視点だと思うんです。

それをきちんと書いていただかないと、なかなか具体的に役割というのが見えてこないかなというのと、それと、国連のいろんな文書とかを読むと、人権についてのいろんな活動というのはもっと何かアクティブで挑戦的で、読むだけでわくわくするところがあるんですが、なかなか行政の文書ではそこが表れてこないというところで、もう少しアクティブな感じというか、挑戦的な感じを出せないかなと思っています。

それをやるには、やっぱり市民の参加を得るというか、同じパンフレットでも、行政がつくるパンフレットと市民が参加してつくったパンフレットって、全然視点が違ったりして、おもしろさが違うんですね。ですので、行政が例えば同じ予算をかけるのであれば、市民の活動の中にお金を出して市民につくってもらうとか、そういう形で、わくわくというんじゃないですけど、本当に人権の活動って、もっとわくわくして、人の意識を高めて、非常におもしろいものなんですね。そういう視点を何か出せないかなと思うんですが、なかなかこの文章で出てこないで、どう工夫したらいいのかと思います。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ、長谷川委員さん。

【長谷川】 安保委員がおっしゃったことと裏腹になるかもしれませんが同じことを言いたいんですけども、いわゆるアクティブということと、私は逆に、行政はマイルドに対応をしてもらいたいと思うんですよね。といいますのは、例えば、私の属している税理士の業務でも、最近、税務署の対応なんかが非常にマイルドな

んですよね。この10年ぐらいで、以前はやはり納税レベルの低い人に対しては非常に高圧的だったのが、その対応は高圧的でなしにマイルドに。ただ、マイルドに言っているからというて、何も優しいわけじゃなくて、納税意識を高めるべくということの部分でされていると思うので、今、安保委員がアクティブとおっしゃったのと同時に、マイルドに対応してもらいたいなということでございます。

以上です。

【新川】 どうもありがとうございました。原則と対応とかいうことの問題、ご指摘をいただいたかと思います。

以上です。そのほか、いかがでございましょうか。それでは、細田委員から、恐縮ですが。

【細田】 すみません。今、人権教育のところの現状の課題を見てみれば、差別することが許されない社会が構築されているとは言い難いとか、日常の行動に十分に結び付いていないことがうかがえるとか、基本的に非常に十分に対応がとれていないということが課題で大きくあって、そして、今後の在り方、特に行政が果たすべき役割、人権の相談と救済のところを見れば、今後、各関係機関との連携とかできるような工夫をすとか、そう書いてあるんだけど、実際、どうやっていくんやと。だから、文章からいえば、きれいな文章になっていますけど、現実、正直言って人権差別の問題というのはまだ解決されていないというのは私どももよくわかってますし、そのことに対してどうやっていくんやというところが少し行政の果たす役割を含めて焦点がちょっとぼやっとしているかなという感じはしますね。そこら辺をもう少しこの委員会の中で明確に出す必要があるのではないかなと思います。

【新川】 ありがとうございました。重要な論点をいただきました。

はい、どうぞ。すみません、山本委員さん、手が挙がっておりました。

【山本】 2つ申し上げたいと思います。

1つは、私も中坊先生がおっしゃったとおり、現在、差別意識というのは厳然としてある。ここにも引用されていますが、ネット等々を含めると、ますます悪質な部分も出てくるんじゃないかという危惧さえあるかなというのが現状の認識でございます。

それで、僕は、リム先生がおっしゃったことに全く同感なんですね。従来、我々の同和問題に対する考え方というのは全く差別・被差別の構造で、何百年の歴史を踏まえて、ただそれだけで言ってきた。ここに我々が終結後のと言っている、今現在これから後の同和問題に対する考え方、これは啓蒙につながるんですけども、僕はやっぱり変わるべきだと思うんですね。そのキーワードはやっぱり、リム先生が言われたように、特に京都とおっしゃっていましたが、要するに、レゾンデートル、存在意義、彼らの誇りといいますか、歴史的な経緯の中でネガティブな問題じゃなくて、楽只の資料展示施設なんかにありますように、やっぱり大変な役割を担ってきたわけですから、その辺のところも含めて、むしろ、同和地区の皆さんなんか、もっともっと誇りを持って、積極的に打って出るといったら変ですけども、そういう局面って僕はいっぱいあると思うんですね。

だから、そういうところも含めて、全市民的な啓蒙活動といいますか、そういう側面をもっともっと力強く、あるいは勇気づける、勇気づけられるというようなことも含めて考えていくべきだと。中坊先生がおっしゃる、世の中暗いですけども、日本は闇ですが、むしろ、闇の中から光明を積極的にその人たちも含めて引っ張りだしてくるというふうな、ある種の理念みたいなものを最後の啓蒙の在り方についてという取りまとめのところでぜひ格調高く入れていただければ、我々、これからいろいろやっていく、考えていく上でもいいんじゃないかと思います。それが1つ。

それから、具体的なことですけども、2の現状と課題の丸が3つありまして、いまだに解決されていないという現状分析があるんですが、僕は4つ目、5つ目、コミュニティセンターと資料展示施設をあえてここで何で入れておくのかなというのがわからない。これについては、個別に全部議論してきたわけですから、しっかりわかっているし、それと同時に、啓蒙、人権教育・啓蒙の非常に幅広くて、あるいは奥深いいろんな活動をやっている中の全く1つ、2つの要素にしかすぎないものをここでわざわざピックアップして入れてあるというのがわからないので、丸が3つあった後のその2つは僕は落としていいんじゃないかと。最後の丸はもちろん次のページにあるところは必要ですけども、現状の分析の中で、個別のケースとしてこの2つがわざわざ例示されている必要はないと僕は思

います。

以上です。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいまいろいろご意見いただいておりますが、いかがでしょうか、

はい、どうぞ、安保委員さん。

【安保】 これを読んでいると、市、行政が市民との協働によって啓発していくということが書いてあるんですが、まず、京都市内部で職員の方が高い人権意識を持つということに努めるということを書いていただく必要があるのでは。先ほど長谷川委員がマイルドな対応と言っているのは、いわゆる職員側の意識の問題で、相手に対してどういう対応をするかというのはその方の意識の表れだと思います。例えば、裁判員制度もいろいろ議論はされていますが、実は、裁判所が市民の方に来ていただこうと思うと、裁判所がいろいろ広報しているというのは、そういうことを考えると、やっぱり裁判所の中の意識の変革ってすごく大きいんですね。ですので、やっぱり市の職員の高い人権意識を持っていただくということをまず最初に宣言していただきたいなと思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

いろいろ貴重なご提案をどんどんいただいております。どうぞ、そのほかにも追加、あるいは、これまでのご意見に対するご意見でも結構ですが。

どうぞ、中坊委員さん。

【中坊】 先ほどの繰り返しなんですけれど、1つ、行政自身が反省しているという視点がやっぱり要るんじゃないかと。先ほど言いましたように、補助金行政というようなものになった結果がやっぱりかえって悪かった、自分のしていたことに対して悪かったという視点になっていないと、着実に真っすぐ早いこと行っていて一定のレベルまで来たという指摘はおかしい。むしろ、そういう反面、いわゆるいたわるかのごとき行動が墮落させたと言われておるように、そういう側面があって、そこが問題になっているんだという問題点を行政が基本的に反省しなければ、この問題の根本問題もまた解決しないと思いますので。そういう点を行政自身の反省ということがやはり1つの大きな視点としているんじゃないかなというように気がします。

【新川】 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。よろしいですか。

市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について、このまとめの案につきましては、今、非常に多岐にわたるご意見をいただきました。意義と役割、本来、この人権教育・啓発で果たそうとしてきた方向ということについては、これはこれまで何をやってきたかということでございますので、これはこれとしてよろしいのだろうと思っております。

ただ、この意義や役割というのがこれまで本当にこの人権教育・啓発の問題、そして差別の撤廃に向けてうまく機能してきたかどうかというところ、2番目の現状と課題というところについては、やっぱり根本的な問題意識の点で、どうもこの書きぶりでは不十分であると。1つは、やはり基本的に差別というものが根本的には解決をされていないということ、そして、この差別の問題をもっと積極的に解決をする方向を模索をしないと、ますます問題が変質をし、そしてかえって激化をしてしまうというような、そういう側面もあるというようなご指摘もいただきました。翻って、そうした側面も、京都のある意味では負の側面ですが、同時に真正面から受けとめるべき京都の歴史の重要な側面としてとらえ直すという、そういう課題の立て方が必要なのではないかと、こういうご意見をいただいております。

そういう認識に従って、まさに現状と課題、個別の施設の問題点、人権啓発等々における問題点、これをどうするかは少し相談をさせていただきたいと思いますが、けれども、基本的に、こうした根本問題や基本的な立ち位置の課題ということについては、ここでもう一度、当委員会としてのスタンスを明確にしていく必要があるということでご意見をいただいてきたかと思えます。まさに、根本的な啓発というのは差別ということがなくなっていくということでしょうし、同時に、なくならないとしても、それを京都市として、市民としてしっかりそれがあろうということを受けとめていく。そのところがまずは出発点ということだろうと思えます。

その上で、今日、見直しの視点、今後の在り方ということについて、いろいろとご意見をいただきました。見直しの視点としては、やはり基本的にこの人権啓

発・教育の在り方についてのより積極的な方法というのをとっていくべきではないか、もっと行動的に、わくわく、おもしろいという言い方をしました。どうも日本語でこうやってしまいますと、ご批判をいただくかもしれませんが、やはり本当に運動が進んでいくということのためには、そうした要素が大変重要だと考えております。そしてまた、そのためにも、マイルドな当たり方、物事の個々の事情に適切に対応できるような応答の仕方ということが求められている、それがマイルドという表現だろうと思いますが、それが必要だというようなご意見をあわせていただいていたところであります。

そういうところに、ある意味では、これからの人権教育・啓発についてのより丁寧な進め方ということが重要な見直しの視点としても出てくるのではないかと考えております。そういう見直しの視点にのっとして、今後の在り方については、やはり市民参加型で進めていく必要があるということ、それから、その参加も単に教育あるいは啓発というような参加に限らず、むしろ、より積極的にお互いを知る交流ということを実現できるような、そういう場づくりが大切だということをお寄せいただきありがとうございました。その際、これまでの蓄積やこれまでの施設の更なる活用ということ、それをどういうふうにして具体的に交流できる場にしていくということが重要な課題として、今後の在り方についてはご指摘をいただいたかと思っております。

加えて、この人権問題が必ず解決をしなければならない課題だとすれば、国、行政としてどうあったらいいのかということについて、今後の在り方のところでは、一般的、抽象的な言い方に終始をしているということがありました。相談や救済、確かに、京都市だけで何かができるというのは非常に難しい側面がある、法的にも社会経済的にも難しいところがあるということは理解はできますが、もう一方ではしかし、京都市として責任を持って取り組まないといけないということは当然あり得るだろうと思っています。

実際にどこまで責任がとれるのかというのは当然京都市としての権限の範囲、その能力によって制約を受けるわけですが、その範囲内では本来の目標である差別の解消に向けて、可能な限りのことをその大きな目標に向けて京都市もやっていく、その具体策をやはり示していく必要があるだろう。まずは、相談や救済に

向けての体制を庁内，そして対外的にどう整えていくのか。その見通しを当委員会としても一定お示しをさせていただかないといけないと思いながらお話を聞いておりました。

その際に，行政の相談・救済事業だけではなくて，行政の体質そのものもこうした差別に関する認識，これを意識を大きく変えていくような職員教育のところまで言及をいただいております。このあたりも積極的に私どもの議論の中でこれからの当委員会のまとめとしても提案をしていくべき事項かなと思いながら聞いていたところであります。

結論のところの書き方，なかなか難しいのですが，しっかりと理念を踏まえて，もう一方では，具体的に市としてなすべきこと，また，その中で実際に今後ぜひ実現をしていただきたい交流や，あるいは歴史都市京都の在り方，またその中で市民参画型による新しい啓発・教育の在り方の模索，そうしたことを今日のこのまとめに加える形でもう一度まとめ直しをさせていただきたい，そんなふうに考えております。

なかなかうまく委員の皆様方のご議論，的確に組み入れることができませんが，もう一度，今日の議事録等も精査をさせていただいて，まとめ直しをさせていただくということで，これも大変恐縮ですが，次回に向けて，委員長にその内容については，とりあえずのところのまとめについてご一任をいただければと思います。

今日，市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方についてのところについては，十分なまとめにはなりませんでした，ただいま申し上げましたような主要な修正を加えるということで今日のところでのまとめとさせていただければと思いますが，よろしゅうございますでしょうか。

はい，どうぞ。

【長谷川】　ずっとここで議論しているのが，いわゆる大人の目線の部分だと思うんですよね。人権教育ということで，将来に向けて，例えば小学生ぐらいの子どもには，学校の先生のそういう意識がものすごく影響が大きいと思うんですよね。小学校ぐらいの中での差別はだめなんやということの部分のことが今ちょっとなかったもので，特に小学校ぐらいのときに物心つきますし，そのときに学校の先生が差別

というのはだめなんやということを啓蒙することによって、子どもというのは、家でもそうですけども、そういう教育の部分もちょっと触れていただけたらなと、今ちょっと思いつきましたので。

【新川】 ありがとうございます。

京都では、ご承知のとおり、義務教育学校での人権教育に熱心に取り組んでこられているということはありますけれども、ただいまのご意見いただきました、どういう形でかはちょっとまた検討させていただきますけれども、教育の場面のいろんな形で、この人権教育の更なる充実というよりは、実際に成果の上がるやり方ということでのご検討をぜひお願いしたいと私も考えておりますので、ちょっと具体的な形はまた相談をさせていただきますけど、事務局とも文言等の相談はさせていただきますが、取り入れる方向で考えたいと思います。委員さん方、よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ、田多委員さん。

【田多】 現状と課題のところ、コミュニティセンターと資料展示施設についてはもう要らないんじゃないかなというような話もあったと思うんですけども、資料展示施設は目で見るということはすごくわかりやすいんです。お話を耳から聞くのはもうひとつずっと抜けるんですけども、目で見て、子どもさんもそうですけれども、大人も見たらすぐわかるし、すごく印象的で、やはりこの資料展示施設、入りやすくすることはもちろん大事なんですけども、これもここに載せていただいてもいいんじゃないかなと思ったんですけども。

【新川】 ありがとうございます。

現状と課題のコミュニティセンターへの言及、それから資料展示施設についての言及については、個別の問題で、しかも施設に関わることなので、これまでも議論をしたところと重なっていて、改めてここに入れる必要はないのではないかというご意見もいただきました。

しかし、もう一方では、実際にこれらの施設が果たしている教育・啓発機能ということを考えると、その現状課題についてやはり触れておく必要があるかということで今ご意見をいただいたと理解をしております。

この両施設の重要性については、当委員会としては、特にコミュニティセンタ

ーについては交流機能という観点から、また資料展示施設についてはまさに啓発・教育の拠点として、その重要性については共通した認識であろうかと思っております。

ただし、その実際の運用、交流の在り方であるとか、あるいは教育・啓発の拠点としての働きということについては、やはりこれまでのやり方の限界がはっきり見えてきているということは、これは指摘をせざるを得ないだろうと思っております。これをどんな方向で議論していくのか、今日、幾つか委員さん方からご示唆をいただきました。それらに基づいて、もう一度今日のまとめをまとめ直すということをしていただければと、そんなふうに考えているところですが、そういう方向でよろしゅうございますでしょうか。何か追加してご意見があれば、いただければと。

はい、どうぞ、リム委員。

【リム】 長谷川委員と田多委員のお話を聞いて思い出したんですけど、ボストンに子どもミュージアムってありまして、そこに京町家の本物を移築しているんですね。そこに標語がありまして、「聞くだけだと忘れる。見ると覚えている。そこで行動すると理解する」という標語があるんですね。まさに今、そういうことをおっしゃったんだと。子どもたちも学校で先生から聞いて、田多委員がおっしゃいましたように、展示を見て。だけど、更にそこで小学生たちが、さっき安保委員がおっしゃいましたが、楽しい体験をいっぱいできる仕掛けをつくっておけば、そのこと自体が子どもたちの体験になって、理解を促すと、そういうことになるのかなと思いました。

それと、少し思いついたんですけど、やっぱりこの委員会で私なんかが言いたいのは、市民の力で部落問題の解消に努めると。行政はそれを最大限サポートするということですね。これまでは、行政がやるから市民は関わるなみたいな、そういうことだったと思う。だとすると、地元の運動団体の人、あるいは地域の住民組織の人たちはなるべく多くの市民を味方につけて、行政が熱心に関わらなきゃいけない仕掛けに持っていくというのもそういう運動の戦略になると思いますし、いい意味での循環をつくっていけるのではないかと思います。

【新川】 ありがとうございます。

これも先ほど来ご議論をいただいているとおり、根本的にやはり教育・啓発の在り方ということを変えていく。特に子どもたちの教育という観点で見ると、今、聞く、見る、そして行動する。まさにその中で本当の差別の問題や、あるいは人権の重要性ということを、そしてそれらが持っている政治的、社会経済的な背景についてきちんと理解をしていただく。そして、それをまた幅広く市民の中に広げて、子どもたちが変わると親も変わるということがあるかもしれません。そんなことをご示唆いただきました。ぜひ何かの形で我々のまとめに取り入れたいと思います。

また、行政がこの差別の解消に取り組むのではなくて、本来やはり市民が市民の力で取り組まなければこの問題は解決にはほど遠いということもそのとおりであります。市民が自ら幅広くこの差別解消の問題に向けてどう取り組んでいくのか、またそれを行政がどう応援をするのか。こういう視点をぜひ組み入れられればと思いつながりながら聞いておりましたが、いかがでしょうか。幾らでも、どうもこのあたりは委員の先生方ご意見が出そうではありますが、そのほか何かございましたら。今日のところはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいまいろいろいただきましたご意見、改めて取りまとめをさせていただき、次回委員会でそろそろ最終の取りまとめということになりますが、お諮りをさせていただきたいと思います。今日のところは、ただいま幾つかいただいたご意見を入れる形で、組み替える形でまとめ、一定今日のところでのまとめをさせていただくということでご了解をいただければと思います。文言になっておりませんので、何がどこまでということについてのご確認は次回改めていただき、ご意見をいただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、ちょっと時間も大分押しておりますので、恐縮ですが、もう1つ重要な論点がございます。今日の次第ではその他になっておりますが、当委員会、これまで12回の委員会をここまで重ねさせていただきました。人権教育・啓発の部分につきましては、若干議論を更に詰めていかなければならないところもございますけれども、ある程度これまで一定の方向性を、特に当委員会に対してご諮問をいただきました事項について、検討をさせていただきました。そして、都度都度これまでまとめの骨子について、それぞれの段階で確認をさせていただ

てまいりました。

そこで、改めて私どもとしての最終報告、当委員会としての結論を出し、そして報告をする。それに向けての今後の進め方について、ここでご確認をいただき、最終報告づくりに向けて進めてまいりたいと考えております。

まず、自立促進援助金制度の見直し、これにつきましては、既に昨年の8月に中間報告を出させていただきました。この中間報告を私どもの最終報告書の一部とさせていただくということで進めさせていただきたいと思っております。中間報告書であります、この自立促進援助金制度については、当委員会としての結論を得たということで報告をさせていただいたところでございました。

その他の検討項目につきましては、まとめの骨子として一定当委員会として、そのまとめの骨子の方向性ということについては、既にそれぞれ確認をさせていただいております。あくまでも骨子でございますけれども、この骨子を基にして最終報告をまとめていくとさせていただきたいと思っております。ただ、教育・啓発の部分については、もう一度ご議論をいただかないといけない部分が多いかもしれないと思っておりますので、その点はご了解をいただければと思います。

最終報告に向けまして、当委員会では、本来の使命でございます同和行政終結後の行政の在り方について総点検をする。これが使命でございますので、その終結後の行政の在り方について、具体的に私どもなりの論点整理をさせていただき、当委員会としての意見をまとめていきたいと思っております。

既に補助金行政の問題の指摘であるとか、行政そのものが実は差別問題を再生産してきたのではないかなというような、そういうご指摘もいただいております。この行政の在り方、そして6つの検討項目、これらの結論をあわせて、最終報告として何とか3月までには市に報告を提出をいたしたい。そういう形で、あと2箇月ちょっとしかないのですが、その期間内にまとめをさせていただきたいと思っておりますので、この点は全体の進め方との関連もございますし、今後の進み方ということとも関連してくるところがありますが、まずはそういう方向でご了承をいただきたいと思っております。

それから、もう1点進め方のところでご了解をいただきたい点がございます。前回ご提案をさせていただいたところですが、この最終の行政の在り方、そして

6つの論点の骨子，それらをまとめて私どもの結論としていく際に，関係団体の方々，そのほか直接市民の方々のご意見を伺う機会というのを設けたいということで，お諮りをさせていただいてきたところであります。

そこで，次回第13回の委員会におきまして，そうした市民の方々のご意見をお伺いする機会というのをぜひつくりたいと考えております。実際の進行につきましては，事務局とご相談をさせていただき，どんなやり方をするのかということについて案をつくっていただいておりますので，後ほど説明をさせていただきたいと思います。基本的には，まず当委員会発足当初に，昨年5月にご意見をいただいた5つの団体がございましたけれども，こちらにご意見をいただく時間というのをとりたいと思っております。また，熱心に当委員会を傍聴をいただいております市民の方々，毎回ご出席をいただいている方々もたくさんいらっしゃいます。こうした方々からも，全部の方に機会をとというのは少し時間的には難しいので，何がしか抽選等の方法で絞らせていただきたくは存じますけれども，ご意見をぜひいただいてまいりたいと思っております。この13回のご意見をお伺いする機会を踏まえまして，第14回，2月になろうかと思っておりますけれども，その委員会で報告書の取りまとめに向けての議論をしてまいりたい，そんなふう考えております。

大きな流れ，今ご説明をしましたように，次回市民の方々からのご意見を聞く機会を設ける，そして次々回，14回になりますが，最終報告書の取りまとめに向けて検討を進めるという手順で参りたいと思っております。最終報告の取りまとめはおそらく1回の委員会ではまとめ切れないかと思っておりますので，3月に第15回目ということになるのではないかなと今のところは予想しておりますが，そういう流れ，もちろん先のことですので，どうなるかわからないところがありますが，大体そういうスケジュールで進めてまいりたいと思っておりますが，委員の皆様方，いかがでございましょうか。

はい，どうぞ。

【細田】 全体的な流れはそれでいいと思うんですけど，1点だけ，前回は申し上げましたけど，議会の関係のところがございます，11月の議会で門川市長のほうから，コミセンの廃止とかが，出てきたと。今度，2月の議会が始まると思うん

ですけど、正直言って、まだ最終答申をしていない中で、まとめ（骨子）がありますので、その方向で行政として検討されるのは私は何ら問題はないと思いますが、ただ、昨日少し聞いておりますと、コミセンを廃止するというビラとか、そういうものが流れているような感じも聞いております。

まだ最終答申をしていない中で、コミセンの問題についても、やはり少し市民の方々と十分連携をとってくださいという最終のまとめ（骨子）になっていますが、反対に、行政から21年の3月に廃止になりますというようなことが出てくること自身が、少し行政と在り方総点検委員会のところは、もう行政も結論を出してしまっているということが本当にこの在り方委員会としていいのかどうかというのは、僕は少しやっぱり最終答申するまでそういうものについては控えていただくべきではないかと思っております。それだけお願いを申し上げたいと思います。

【新川】 ありがとうございます。

特に今後の進め方を検討する中で、当委員会、一定多くの課題がございましたので、それぞれの段階でまとめの確認をしてきました。ただし、最終結論が出ていないという状態の中で、しかし行政としては最終結論が出てそれからというのでは準備も進まないということで、今後に向けての準備を当委員会のまとめの方向に従ってやってきていただいているという点は承知はしているのですが、もう一方では、どうも結論を得た上での行動であるかのように行政のほうとして既に一定の結論を出したような動き方をしておられるのではないかと、そういうような問題、手順上、当委員会をどう行政として位置付け、当委員会の活動を行政としてどう受けとめるのか、当委員会の、言ってみれば、京都市の審議会でありながら、その位置付けそのものが非常に問題視をされるような扱いをされているのではないかと、こういうご意見を今いただきました。新聞報道や、あるいは議会での市の説明、理事者側の説明等々で、一般的には、特に市民的には、当委員会のまとめ、確認の一部が既に結論であるかのように扱われているかのように受けとめられているという、そのところの問題についてご指摘をいただいたところでございます。

おそらく、他の委員さん方も同じような印象をお持ちの方もいらっしゃるかも

しれません。若干、今後の進め方、それから、これまでの特にコミュニティセンターの廃止というような問題についてのここまでの事情について、少し事務局のほうからのご説明をいただいて、なかなか心底納得できるというところまではいかないかもしれませんが、まずは意思の疎通を図っておきたいと思いますので、恐縮ですが、事務局のほうからそのところをまず説明をいただけますでしょうか。

【事務局】 コミュニティセンターの、いわゆる市の方針表明に至る経過でございますが、これは、前回もご説明させていただきましたように、今、委員長からもお話がありましたように、コミュニティセンターについて5回のご審議をいただいた上で、委員会としての一定のまとめ（骨子）をいただいたと。それについては、その都度ご確認をいただいた上で準備を進めていくことについてご了解をいただいた上で、我々としては、その政策を具体化するために、例えば人の話であるとかお金のこと、業務の話とか、そういったことを具体的に検討していくということで秋以降進めてまいりまして、この11月の市会で市長のほうから、市の方針、考えとして表明させていただいたものでございます。

ただ、これは、具体的に本当に形になろうとするならば、当然でございますけれども、条例、あるいは予算、こういったものを議会等でご審議いただくということを踏まえて、経て、形になっていくものでございますので、今後、2月市会等で市民の代表である議会のほうに考え方を告示しご審議いただくと、こういうような流れになるかと考えてございます。

【新川】 あんまり答えになっていないかもしれませんが。

細田委員さん、どうぞ。

【細田】 考え方を出されるのであれば考える人には出してもらうべきだし、その予算とかいう案であれば、正直言って、私自身考えるならば、市会が始まるまでに結論を出すべきだと思います。

もう1つは、多分コミセンからのお知らせというのは昨日いただいたんですけど、平成21年4月からコミュニティセンターが大きく変わります、京都市の職員はおりません、相談については窓口にお問い合わせくださいというような文書が出されるように聞いていますし、こんなことが本当に行政も実質この方向でい

かれるということですので、その部分についてははっきりしておいてもらわないと、本当に僕は委員会の必要性というのがもうひとつ、頭からとにかくないんやと、同和行政は終結やということをするための委員会だったのかどうかというと、少し私自身、心の中でもやもやしてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと。

【新川】 はい、どうぞ、西村委員、それではよろしくお願いいたします。

【西村】 恐れ入ります。市の職員でございますので、なかなか立場は難しいんですけれども、問題点の原因というのは、やっぱり1つは、1年という短期間で、今日もご議論をいただいたように、非常に重い課題、それを項目だけでも6つお願いをしていると。こういうところから、大きな、今、細田委員のご指摘のような問題が出てきたのかなと思っております。

ただ、この総点検委員会は、そういう特色を踏まえまして、議論をすべて公開でやらせていただいたと。それから、それぞれのまとめにつきましては、一定のくくりとしてまとめ（骨子）をいただいたと。それが先ほど事務局のほうから説明いたしました、5回審議をして6回目に11月ごろにまとめを確認いただいたと、それをもって、まとめ（骨子）をもって市長のほうで骨格となるようなフレームを市会で発表させていただいたと。この2つは連動して並行的に進めてきたと思っております。今後、当委員会において、そのまとめ（骨子）を肉をつけていただきまして、あるいは今日もご議論いただきましたとおり、行政の在り方も含めていろいろ展開があらうかと思えます。市のほうの方針につきましても、市長が11月に出しました方針、これにまた並行的に当委員会の状況を見まして肉をつけ、具体の施策として展開していきたいと思っております。

行政の施策を見直す場合に、走っている列車を止めるわけにはいきませんので、例えば、自立促進援助金につきましては、凍結して、結論が出てからという動き方ができたんですけれども、他の項目につきまして、一旦事業を止めて結論が出てから動き出すということであれば、次の動きがかなり時間、手間取ることになりますので、ちょっとやむを得ず、リレーで申せば、タッチゾーンといえますか、同時並行をさせていただく期間があるということは誠に申し訳ないんですけれども、当委員会と違った方向に行政が行くということは絶対ないと思っておりますので

了解いただきたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

【新川】 ありがとうございます。

細田委員，もう少し，はい。

【細田】 重々わかった上で言わせていただきますけど，並行でやられるのは結構だと思いますが，現実には，平成21年4月からコミュニティセンターが大きく変わります，閉鎖するような文書が各家庭に出されると思いますし，また，その中には，ご高齢の方をはじめ，今後の相談窓口に不安をお持ちの方は21年3月末までにコミセンにお尋ねくださいと。これが本当に行政として，先ほどからずっと言うているように，高齢の方，なかなか行けない方に対するそういうことなのかどうか。この大きく変わりますということは，現実に出されるわけですから，こういうことが本当に並行で，そのとおりですということになるかどうかというのは僕はどうしても納得いかないところです。

【新川】 ありがとうございます。

当委員会のまとめ，確認事項の中で，コミュニティセンターの在り方について方向付けをさせていただきました。その方向付けそのものを市として全く違った方向をとっておられるとは私自身は考えておりませんし，多くの委員さん方もそうだと思います。

ただし，当委員会で議論をしてきた内容のごく一部が部分的に取り上げられているという側面，そしてそこだけが強調されて表に出ているという印象は否めないかと思えますし，それがしかも当委員会としての結論が出る前に既定の事実であるかのように扱われてしまっているというところについての疑問というのは，これは多くの委員さん方に共通をしているところであろうかと思えます。

もちろん，この4月からどういう体制でいくのかということ，それを早急に検討すべき必要があるということ，これは当然のことではありますが，もう一方では，当委員会では，新しい仕組みに移行するに当たって，もちろん従来の行政の在り方というのを根本的に改めていただきたいというのが当委員会の本来の立場であろうかと思っておりますが，同時にそのことによる様々な影響や，そして将来の地域づくり，市民生活，より安心・安全な豊かな市民生活ということを考えていく，そのための様々な対応策についても，当委員会ではあわせて検討をしてきた

つもりであります。単なる激変緩和ではなくて、これまでの成果をよりよく生かしていく、そういう視点についても繰り返し検討をしてきたところでもあります。どうもそういう側面というのが今のところ私たちにも伝わってきていないというところも、これも問題かと考えております。

このあたりを踏まえられて、市としても、的確に適切にお答えをいただければと、これは委員長としてお願いを申し上げたいと思います。必ずしもすべての委員さん方のお気持ちを代表しているということではないかと思いますが、私自身、少しただいまの細田委員のご意見も踏まえまして、コメントとさせていただきます。

そのほか、委員さん方から何か関連をいたしましてございましたら。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次回第13回の進め方について、事務局のほうから少しご説明をいただけますでしょうか。

【事務局】 それでは、次回の第13回でのご意見聴取の持ち方につきまして、委員長とご相談をさせていただきまして、詳細を少し事務局のほうでも検討してまいりましたので、概要をご説明させていただきたいと思います。

まず、関係団体等としてお願いをする団体でございますが、先ほど委員長からご説明ございましたとおり、昨年5月にこの総点検委員会における検討項目につきまして、あらかじめ委員会として意見書の提出をお願いいたしました5つの団体をお願いをさせていただきたいと思っております。そして、ご賛同いただける場合には、次回の委員会でプレゼンテーション形式でご意見をいただいてまいりたいと思っております。

それから、先ほど委員長からもございましたとおり、関係団体等からのプレゼンテーションのほかに、当日の傍聴者の方からも直接ご意見を頂戴したいと思います。時間の制約がございますので、お一人様5分以内、合計10名以内でと考えてございます。あらかじめ、事務局のほうで受付の際に発言の希望の有無についてご確認させていただきまして、希望者が多数の場合については、あらかじめ抽選をさせていただくというような形で実施してまいりたいと考えております。

なお、実施日につきましては、各委員さんのご都合をあらかじめお伺いする中

で、現時点では2月5日を予定をしておるところでございます。また、あわせて、今後の委員会の進め方でございますが、こちら先ほど委員長からご説明ございましたが、次回2月5日を予定しておりますけれども、その委員会を踏まえ、2月の下旬から3月にかけて、2回程度は更に委員会の開催をお願いしたいと思っております。その中で、行政の在り方に関する審議と報告の取りまとめをお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【新川】 ありがとうございます。

次回第13回は、先ほど来ご説明申し上げておりますとおり、関係団体の皆様方のご意見、また市民の方々のご意見を聴取する、お伺いをする機会ということにさせていただきたいと思っております。そして、それ以降、更に取りまとめに向けての委員会を今のところ2回程度ということで予定をさせていただいてございます。

今後の進め方については、今のような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日予定をしておりました議事につきましては以上でございますが、そのほか特に何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

事務局のほうもよろしゅうございますか。はい、お願いします。

【事務局】 1つは、先ほど委員長からおまとめいただいたことではございますけれども、行政の対応につきまして、誤解を招くかのようなことがあったことについては十分真摯に反省してまいりたいと思っておりますが、一方で、先ほど事務局、あるいは西村委員のほうからもご説明させていただきましたとおり、行政としてどうしても準備が必要な部分がございます。2月市会につきましては、次年度の予算等を決める議会でございますので、先ほどご指摘いただいたことを重々承知の上で、必要最低限の準備行為は出てくる部分があるかと思っておりますので、今後、そういう部分につきましては、的確に委員の皆様にもご説明できる段階になれば速やかにご説明するなど、状況を説明させていただきたいと思っておりますけれども、この1年間限りという委員会の中で、ある意味では、通常の委員会とは少し違ったイレギュラーな同時並行、リレーゾーンの例えがございましたけれども、そうい

ったことが今後もございますので、その点につきましては、申し訳ございませんけれども、よろしくお願いいたします。

【新川】 どうもありがとうございました。

この点については、委員各位、おそらく納得はしていただけないと理解はしておりますが、当委員会の性質、そして市として取り組まなければならない改革に向けての動き等々も踏まえまして、そういう事情があるのだということについてのご認識をいただければと思っております。その上で、当委員会としては、その本来の役割を今後もきちんと果たしていきたいと考えております。

よろしゅうございますでしょうか。よろしくはないかもしれませんが、ほかにご意見なければ、以上にいたしたいと思いますが。

【細田】 いや、その部分について、私、正直言って、納得できない。

【新川】 ありがとうございました。

先ほどの行政の進め方については納得できないということが委員からございました。この点、当然議事録に残させていただきたいと思えます。

他の委員はいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

（特に意見等なし）

それでは、本日の議事につきましては、以上で終了とさせていただきます。予定の時間を大分オーバーいたしました。長い時間、ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

―― 了 ――